



新潟県

営業届出書の記入例(自動車の場合)

第7号様式(第13条関係)

届出日を記入

令和3年 6月 〇日

〇〇〇 保健所長 様

届出先の保健所名を記入
(代表的な営業場所を所管する保健所)

営業届出書

届出者の住所・氏名
などを記入

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

届出者情報	届出者住所 ※法人にあっては、所在地 (〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 新潟県〇〇市〇〇1丁目2番3号		
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇		
営業施設情報	(ふりがな) にいがた いちろう	法人番号 ※法人届出の場合	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 新潟 一郎		
	生年月日 ※個人届出の場合 平成〇〇年 〇月 〇日生		
営業届出業種	施設の所在地 (〒 940-0062) 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10アオーレ長岡 ほか県内一円	営業施設の所在地や 名称を記入	
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		施設の所在地は、代表的な営業場所1か所(※1) を記入のうえ、「ほか〇〇一円(※2)」と記入 ※1) その場所を所管する保健所に届出書を提出する ※2) 営業範囲が県内全域なら「県内一円」、例えば長岡市内のみなら「長岡市一円」のように記入
	電子メールアドレス なし		
(ふりがな) いくらすーぱー〇〇	施設の名称、屋号又は商号 移動スーパー〇〇		
営業届出業種	営業の種類	備考	
	1 ⑬その他の食料・飲料販売業(自動車)	新潟〇〇〇ら〇〇-〇〇	
	2 次ページの29業種の中から代表的な1業種を記入のうえ、(自動車)と記入	自動車登録番号を記入	
営業施設情報	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 野菜、惣菜、食肉、魚介類		
	自動販売機による営業施設 <input checked="" type="checkbox"/> ア	自動販売機の型番	
	(ふりがな) にいがた いちろう	資格の種類又は受講した講習会	
備考	食品衛生責任者の氏名 新潟 一郎	食品衛生責任者の氏名と資格を記入	
	<input type="checkbox"/> 食品衛生監視員 <input type="checkbox"/> 食品衛生管理者 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 船舶料理士 <input type="checkbox"/> と畜場法に規定する衛生管理責任者 <input type="checkbox"/> と畜場法に規定する作業衛生責任者 <input type="checkbox"/> 食鳥処理法に規定する食鳥処理衛生管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) (講習会名 新潟県食品衛生協会 食品衛生責任者養成講習会) <input type="checkbox"/> 資格取得予定 (資格取得等年月日/番号 平成〇年〇月〇日 / 第 〇〇〇〇〇 号)		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input checked="" type="checkbox"/> イ	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input checked="" type="checkbox"/> ウ	
備考	申請者住所などの情報が国システムのオープンデータとして公開されることに同意するかしないか <input checked="" type="checkbox"/> を記入	この申請書の記載内容に関する担当者を記入	
	(ふりがな) にいがた たろう 担当者氏名 新潟 太郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

営業許可申請書の情報のうち、申請者住所、申請者氏名、法人番号(法人の場合)、施設の所在地、施設の電話番号、施設の名称、屋号又は商号、営業の種類又は形態、業態、備考の各事項については、官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則、厚生労働省の食品衛生申請等システムのオープンデータとしての公開対象となります。(チェックの有無に関わらず、新潟県情報公開制度に基づく情報公開請求があった場合、新潟県情報公開条例に基づいて、公開又は非公開を決定します。)

- (1) 厚生労働省の食品衛生申請等システムのオープンデータとして公開されることに、 同意する 同意しない
- (2) (1)に同意される場合で、以下の事項のうちオープンデータに不都合がある事項についてチェックしてください。
- 申請者住所
 - 申請者氏名
 - 法人番号(法人申請の場合)
 - 施設の名称、屋号又は商号
 - 施設の所在地
 - 施設の電話番号

営業届出業種

この29業種の中から代表的な1業種を選んで記入してください。

法改正前に許可業種だった営業

- ①魚介類販売業(包装品のまま販売)
- ②食肉販売業(包装品のまま販売)
- ③乳類販売業
- ④氷雪販売業
- ⑤コップ式自動販売機
(自動洗浄・屋内設置)

販売業

- ⑥弁当販売業
- ⑦野菜果物販売業
- ⑧米穀類販売業
- ⑨通信販売・訪問販売による販売業
- ⑩コンビニエンスストア
- ⑪百貨店、総合スーパー
- ⑫自動販売機による販売業
(⑤コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)
- ⑬その他の食料・飲料販売業

製造・加工業

- ⑭添加物製造・加工業
(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が
定められた添加物の製造を除く)
- ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業
- ⑯コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)
- ⑰農産保存食料品製造・加工業
- ⑱調味料製造・加工業
- ⑲糖類製造・加工業
- ⑳精穀・製粉業
- ㉑製茶業
- ㉒海藻製造・加工業
- ㉓卵選別包装業
- ㉔その他の食料品製造・加工業

上記以外のもの

- ㉕行商
- ㉖集団給食施設(直営で1回20食程度以上)
- ㉗合成樹脂製の器具・容器包装の製造業
- ㉘露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
- ㉙その他

ア～ウの項目の記入方法

ア 自動販売機による営業施設

自動販売機による営業の場合、☑を記入し、自動販売機の型番を記入してください。

【営業届が必要な自動販売機】

- ・コーヒーやジュースのコップ式自動販売機
(自動洗浄装置等の高度な機能を有し、屋内に設置されているもの)
↳ 令和2年7月22日厚生労働省通知「高度な機能の条件を満たす自動販売機の機種の一覧」参照
※高度な機能がないもの 又は 屋外に設置されているものは、**営業許可が必要**
- ・包装済み冷凍食品を開封せず加温する自動販売機
- ・サンドイッチ等の自動販売機

※缶ジュースやカップ麺など常温で長期保存できる食品の自動販売機は許可も届出も不要。

イ 指定成分等含有食品を取り扱う施設

健康被害防止のため特別の注意を要するとして食品衛生法第8条で指定されている次の成分(いずれも植物)を含む食品を製造又は加工する場合、☑を記入。

- ・コレウス・フォルスコリー
- ・プエラリア・ミリフィカ
- ・ドオウレン
- ・ブラックコホシュ

これらの成分を含有する食品を仕入れて加工せずに販売するだけの場合は記入不要。

ウ 輸出食品取扱施設

外国に食品を「輸出」する場合、☑を記入。(「輸入」ではありません)